

令和6年度4月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和6年4月10日（水）

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和6年度第1回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、5番 畑委員・ 6番 安酸委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第1号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第1号の1番～3番の朗読
加川議長	皆様の方から報告第1号1番～3番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第1号1番～3番、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。第1番～3番
事務局長	議案第1号一括して説明します。1番～3番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番～3番の案件につきまして、坂田委員説明をよろしく願いいたします。
坂田委員	4月1日に、加川会長と事務局と私とで現地を確認させていただきました。 いずれも田をきちんと管理されていたので、贈与で問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	この案件につきまして、皆様方の方から何かご質問等がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 1番～3番まで一括させていただきます。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の1番～3番は承認されました。
加川議長	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。第1番～2番
事務局長	議案第2号1番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして中曾委員説明をよろしく願

	いたします。
中曾委員	議案第２号１番につきまして、３月２６日に、妹尾委員と代理人の行政書士の方と事務局の方とで現地立会をしました。 航空写真を見ていただければわかりますが、現地はほんの村中で、もちろん農業振興地域の農用地疎外地です。 隣接地には農地はありませんし、転用されても何ら支障はないものと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	立会された妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	中曾委員が言われた通りですので、よろしくお願いします。
加川議長	そうしますと、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第２号の１番は承認されました。
加川議長	続いて、議案第３号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第３号の朗読 今回は坂田最適化推進委員と、中曾農業委員に関する案件がありますので、そちらを先に審議してから、その他の案件を審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 議案第３号－１ 坂田良典氏の農用地利用集積計画に関する案件、資料番号 20～23 番朗読 議案第３号－２ 中曾和好氏の農用地利用集積計画に関する案件、資料番号 47, 48 番朗読 議案第３号－３ その他の者による農用地利用集積計画に関する案件、上記の番号以外の台帳番号朗読 最初に坂田委員の案件を審議したいと思います。
加川議長	議案第３号－１、２０番～２３番 坂田良典氏の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第３号－１、資料番号 20～23 番は承認されました。
加川議長	議案第３号－２、４７番、４８番 中曾和好氏の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第３号－２、資料番号 47, 48 番は承認されました。
事務局長	続きまして、議案第３号－３、その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積計画に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。

加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。8番以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第3号-3は承認されました。
加川議長	以上で、議案第3号-3は全て承認されました。
加川議長	議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議に事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議についてですが、中間管理機構の事業です。審議を行っていききたいと思います。 議案第4号-1 野坂悟氏の農用地利用集積等促進計画に関する案件、資料番号1、4～6番朗読 4～6番の案件につきましては、『一般社団法人 さかくろ』というところの利用権設定となっていますが、野坂委員がこちらの理事をされておられますので、関係する法人ということで上げさせていただいています。 議案第4号-2 その他の者による農用地利用集積等促進計画に関する案件、朗読最初に野坂悟氏の案件を審議したいと思います。
加川議長	議案第4号-1番、野坂悟氏の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第4号-1、資料番号1、4～6番は承認されました。
事務局長	議案第4号-2、その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積等促進計画(案)に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。上記の番号以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第4号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第4号は、全て承認されました。
加川議長	議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についてです。 資料の朗読 1、 (1) ① 2番目の国の農林業センサス等の調査に基づいた数字が入っています。 農林業センサスというのは、5年に一回の調査です。基本的には前回の調査が2020年にありましたので、農林業センサスはそちらの数字が入っていますので、昨年と数字的には変わっていません。 認定農業者数とか基本構想水準到達者などの経営体数などのところも、認定農業者数が昨年より1人増えて、49人から50人に増えていますが、その他のところは変わっていません。

管内の農地面積は、1,580ヘクタール、これまでの集積面積（令和5年度末）時点の集積面積で、584ヘクタールとなりました。ちなみに昨年はここが564ヘクタールでしたので、20ヘクタールほど集積面積が増えています。

この集積面積というのは、いわゆる担い手、認定農業者とか準認定農業者等の方が利用権設定で耕作されている面積です。特定作業受託の面積も入った数字になっています。集積率の方が37パーセントということになりました。前年度は34.6パーセントでしたので、少しアップしています。

課題というところに上げていますが、利用権設定による農地の流動化は年々増加しているが、担い手が限られるため、集積した農地が分散しており、作業の効率化が図られていないということで、課題としています。

② 目標についてですが、こちらは令和10年度に集積率40パーセントを目標にしていますが、これは町の基本構想に、この数字が明記してありますので、そちらを目標にしています。それに基づいて計算しますと、今年度は新規集積面積が3ヘクタール、令和10年度まで毎年3ヘクタールずつ集積していくと、集積率が40パーセントとなって、目標が達成されるということにしています。

（2）遊休農地の解消について

①現状及び課題

こちらは直近の利用状況調査、農地パトロールで判明した遊休農地の現状を上げています。1号遊休農地面積17ヘクタールというのが、いわゆるA判定の部分です。

うち、緑色区分の遊休農地面積が8ヘクタールですが、これはAa判定の部分です。

うち、黄色区分の遊休農地面積が9ヘクタール、これはいわゆるAb判定の部分ということになります。

課題についてですが、高齢化による後継者不足、鳥獣被害により作付けが困難な農地が増加しているということです。

② 目標

（ア）既存遊休農地の解消

（a）緑区分の遊休農地の解消ですが、この様式が令和3年度の状況を基準として記載する内容になっています。令和3年度の状況調査により、緑区分の遊休農地面積が、11ヘクタールありました。

緑色区分の遊休農地の解消目標面積は、その11ヘクタールの5分の1の面積を記入ということになっていますので、2ヘクタールの目標ということにしています。

（b）黄色区分の遊休農地の解消ですが、こちらも令和3年度の状況が基準となっています。この当時は5.7ヘクタールでした。こちらの解消のための行程表の作成方針ということで、遊休農地となっている農地の継続調査及び指導を行なう。

実施方法については、全農地に対し、利用状況調査を行なって遊休農地を把握するというようにしています。

（イ）新規発生遊休農地の解消

こちらは前年度に発生した、緑色区分の遊休農地の解消目標面積となってい

て、令和5年度の農地パトロールで2ヘクタールが新規発生になりましたので、その数字の2ヘクタールを目標面積としています。

(3) 新規参入の促進

① 現状と課題

令和5年度の新規参入者は、1経営体 0.2ヘクタールという実績でした。こちらは2月議案の促進計画で承認いただきましたが、Mさんという方が新たに就農されるということで、1経営体だけ新規参入があったということで、上げています。

課題ですが、新規参入希望者が少ない中、意欲的な者について、相談体制を強化するということにしています。

② 目標

権利移動面積、こちらについては、国が取りまとめて確定している年度を上げるようになっていきますので、現状では令和3年度までが確定面積となっていますので、そこまで上げています。

権利移動面積というのは、利用権設定とか、3条申請で所有権移転がされた面積の合計です。令和3年度は57ヘクタールありました。3年間の平均が77ヘクタールとなっています。

次の新規参入者への貸し付けについてですが、所有者の同意を得て、平均77ヘクタールの1割以上を記入ということになっていきますので、1割の8ヘクタールで上げています。

2. 最適化活動の活動目標

基本的に、昨年度の目標と同じ内容としています。

(1) 推進委員等が最適化活動を行なう日数目標

毎月活動日報を提出していただいています。昨年と同じく1人当たり月に7日という設定にしています。こちらは中立委員を除く皆様に、活動目標ということで設定しています。

(2) 活動強化月間の設定目標

昨年と同じく11月、1月、2月を活動強化月間として、農地の担い手のマッチングということで、目標として上げています。

(3) 新規参入相談会の参加目標

昨年同様に、新規就農者の就農報告相談会または現地確認会に、会長に出席していただいていますので、そちらを4回目標として上げています。

説明は、以上です。

加川議長	今の説明につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
畑委員	事務局にお聞きしますが、新規就農者が年に数人おられるということですが、伯耆町の場合、最近の現状はどのような感じでしょうか。
事務局長	新規就農者の現状ということですね。
畑委員	そうです。
事務局長	畜産で今度新たにMさんの娘さんが結婚されてそのご主人が新規就農されるということで、まず1件あります。 あとはブロッコリー・キャベツ農家の方の新規就農がここ数年はあります。ただ農地が

	不足しています。私は溝口地区の方ですが、こちらは水田でいうと農地がたくさん余っています。耕作者を探している状況です。 岸本地区で、水田の新たな担い手というのは、法人とかそういったところが集落営農的にされておられます。 畑地については、ほぼ埋まっていて、ここ数年、毎年荒廃していた農地を国や県の事業を使って開墾しているという状況です。担い手がどんどん増えているという状況ではありません。相談もそこまでありませんし、岸本地区では畑地として使えるところが少なくなっています。 3月議会でもありましたが、農地の下限面積が撤廃されていますので、誰でも農業が出来るようになりましたが、それに合わせて農業委員会の方の転用に係るチェックが強化されています。本当に農業をされるのかということを確認しなければいけないということになります。 ご質問の趣旨から少し外れましたが、新規就農者はあまりないという現状です。
畑委員	畑地のことは今、事務局の方から説明がありましたが、旧溝口地区の方は、金屋谷の上の方の大山嶺を国の事業か何かでおおがかりに5ヘクタールくらい開墾したことがあります。
篠田委員	今はEさんがそこで牧草を作っておられます。
畑委員	その辺を再度開墾したら、今言われたブロッコリーとか、黒ぼく地は残っていませんか。
事務局長	『一本松』という所があつて、岸本地区の方は知っておられると思いますが、そこはだいぶきれいに開墾されて、法人のキャベツ農家の方が3ヘクタールくらい作られています。併せて事業外でも2ヘクタールくらい、全部で5ヘクタール近く作られています。ワインの関係でも使っておられます。ほぼ荒れていません。
畑委員	わかりました。新規就農者にとっては、なかなか厳しい現状だということですね。
事務局長	農地の状況からすると、岸本側と溝口側では大きな開きが出ています。溝口地域では耕作してくれる方がいない、管理が大変になってきたという集落が増えてきています。岸本地域ではそういうのが少ない状況です。
畑委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	ご意見等がないようですので、採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	賛成多数、議案第5号は承認されました。 これを目標に頑張っていきたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	視察旅行の経費精算の説明
事務局長	3点ほどお願いしたいと思います。 ※1点目は、先ほど今年度の目標を事務局より説明させていただきましたが、最適化目標を1ヶ月に7日というのがあります。これについて来月皆様に令和5年度の実績につ

いて、説明を簡単にさせていただきたいと思っています。前回の時にも言いましたが、ほとんど活動をされていない方やものすごく活動をされている方が出ています。それは多分書いているか、書いていないかの違いだと思います。田の見廻りをしたら、どこどここの圃場を見たということだけでも良いということを皆様にはお伝えしていますので、一人1ヶ月7日の目標を達成していただきますようお願いしたいと思っています。

もうすでに4月に入って、田んぼの段取りをされる方もおられると思いますので、出られた時には圃場を見廻りしたということで、活動日誌への記入をお願いします。

※2点目 農作業が始まっています。今、農作業事故防止月間ということで5月31日までがその期間となっています。

鳥取県は死亡事故が人口に比して、非常に事故率が高かったということで、一昨年、県の予算が倍増されて、これに取り組んでいるということです。町内でも農作業での死亡事故が起こったことも、数年前にありました。特にトラクターとかそういったものの横転事故が多くなっていますので、農業委員の皆様方はそのことは自覚していただきまして、皆様に啓発活動までは必要ありませんが、あまり安全走行でないような状況を見られたら、注意とかお話をさせていただきますようよろしくお願いいたします。

農業委員の皆様自身も、注意をしていただきますようお願いいたします。また交通安全期間でもありますので、併せて注意をして下さい。

※3点目 マスクの件ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから1年が経とうとしていますが、農業委員会もマスクなしで行なっても良いのではないかとということで、会長と相談をさせていただきました。

流行する病気もありますので、自己管理でマスクを外していただいても良いということにしたいと思っています。来月からはマスクを外していただいても良いということにしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

事務局

事務局から2点ほどお願いします。

※1点目 事務局が先月、農地の貸借や耕作者探しについて相談を受けた件が、何件かあります。

本来は、定例会の後に担当の農業委員の方に集まっていたのですが、今回は広報部会があったり、件数が多くて時間が取れませんので、担当地区の農業委員の方に、事務局が相談を受けた相談カードと位置図のコピーをお配りさせていただいています。

農業委員の皆様方の間で、情報共有していただいたりして、事務局とも調整していただきながらまた相談を受けられたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

他の地区の農業委員の方もおられますが、簡単に説明をさせていただきます。

以下、相談の件の説明

※2点目 ひとつは八郷地区ですが、Tさんからの相談で、Iさんが農地と山林を処分したいので、どなたか農地の購入希望者はいないかとということで、位置図を付けてお配りしています。

続きまして、大幡地区の農業委員さんから、伯耆ニュータウンのFさんという方が今は建設業をしているが、最初趣味程度の少ない面積でやってみたいということで、どこか畑で使えるところがないかとということで、相談がありました。

続きまして、大幡地区と幡郷地区の農業委員さんにお配りさせていただいていますが、大滝のKさんからの相談で、娘さんが今度就農される予定で、農地を探されているとい

	うことです。1番は日野川沿いの殿河内地区か、遠藤あたりでどこか3反くらいの農地がないかということで相談を受けています。 最後もう1件、こちらは米子市にお住まいのNさんからの相談ですが、Dさんと利用権設定をされていた方ですが、Dさんが離農されるということで、2ヶ所農地があるが、こちらをどなたか耕作していただけないかということです。 Kさんの方に最初声をかけてみましたが、こちらは借り受け出来ないということです、こちらもどなたか耕作していただける方がいないかという相談内容でした。以上です。
事務局長	Dさんが耕作されていた農地は、Kさんは全部だめということですか。何がいけないのでしょうか。同じような場所だと思いますが。
事務局	以前に耕作されたことがあるが、うまく出来なかったということです。
中曾委員	ここの農地は水が入ってくるので、畑作は出来ません。
事務局長	このままでは結論が出ませんが、どうしたらいいのでしょうか。
坂田委員	フジ化成工業の上の方の農地はどうでしょうか。
事務局長	それはどの案件の分でしょうか。
坂田委員	私が聞いているのは、フジ化成工業の上の方の農地を誰か借りてくれる人がいないだろうかという話です。
事務局長	畑ですか、田んぼですか。
坂田委員	田んぼです。
事務局長	フジ化成工業のあたりの農地なら、水はけはいいのではないのでしょうか。
坂田委員	水はけはいいと思います。枚数はわかりませんが。
中曾委員	フジ化成工業のちょっと下がった方に前から荒れた農地があります。
事務局長	その農地は、水はけはいいですか。
中曾委員	水はけは悪いです。
加川議長	水はけが悪い農地は、野菜は作れません。
事務局	幡郷地区と八郷地区につきましては、5月定例会の案件で現地の確認があります。 その時に、Nさんの案件とIさんの案件は話をいっしょにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局長	他の案件も、地区委員さんに事務局の方から相談をさせてもらいたいと思います。 相談者の方に問い合わせに対する回答をしないといけませんので、また個別に地区委員さんに連絡をさせていただきますので、その時は対応をよろしくお願いいたします。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
加川議長	ないようですので、次回の定例会は、5月13日月曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行いたいと思います。 定例会に先立ちまして、午前9時から運営部会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
加川議長	以上をもちまして、第1回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

5番 畑 嘉夫

6番 安西 昭

